

愛知県立大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人ハラスメントの防止等に関する規程（以下「法人規程」という。）第4条第3項に基づき、愛知県立大学（以下「本学」という。）における教育研究活動及び大学運営の公正の確保並びに学生、教職員及び第3条に定める学外者（以下「学生・教職員等」という。）の利益の保護を目的として、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程の適用上、ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント及びその他のハラスメントの総称をいい、それぞれのハラスメントの定義は次の当該各号の定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメントとは、学生・教職員等が教育研究の場及び職場又はそれに付随する場において、他の学生・教職員等を不快にさせる性的な言動をいう。
 - (2) その他のハラスメントとは、教職員が、職務上、雇用形態上、若しくは、教育研究上の地位又は権限を不当に利用して、他の学生・教職員等に対して行う身体的若しくは精神的苦痛を与える不適切な言動をいい、教職員間及び学生間でそれぞれの関係性を不当に利用して行われる同様の言動を含む。
- 2 前条に規定する学生及び教職員の範囲は、法人規程第2条第1項7号から10号に定めるところによる。
- 3 第1項各号に規定するハラスメントの解釈に当たっては、個別的の発言や行動の直接の対象者についてのみ生じるものと限定的に解釈せず、一つの行為が複合的なハラスメントの性格を持ち、かつ当該行為が行われている場に存在する者にも間接的に関わりうるものであることを常に考慮しなければならない。
- 4 第1条に規定するハラスメントに起因する問題とは、ハラスメントのために学生・教職員等の勉学、教育、研究、勤務環境等が害されること及びハラスメントへの対応に起因して学生・教職員等が勉学、教育、研究、勤務条件等の不利益を受けることをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、授業時間及び勤務時間の内外を問わず、また本学キャンパスの内外を問わず、本学の学生及び教職員が行うハラスメントに対して適用される。ただし、本学の教職員が学外者に対して行ったハラスメントについては、当該ハラスメントが本学における教育・研究活動及び職務

の遂行に関係して発生した場合に適用する。

(教育研究審議会及び教授会・研究科会議の責務)

第4条 教育研究審議会、教授会及び研究科会議は、学生が快適に勉学・研究に励むことができる環境を確保するとともに、教職員がその能力を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 教育研究審議会及び教授会・研究科会議は、ハラスメントを防止するために学生・教職員が認識すべき事項及びハラスメントに起因する問題が生じた場合において学生・教職員に望まれる対応についての指針を作成し、学生・教職員に対し周知徹底を図らなければならない。

(部局長の責務)

第5条 部局長(愛知県立大学部局長会議規程第2条に掲げる者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項に留意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1) 学生・教職員に対して、本規程及び前条第2項に定める指針の周知徹底を図ること。

(2) ハラスメントに対して学生・教職員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。

(3) 学生・教職員の言動に注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じることのないよう配慮すること。

(4) ハラスメントについての相談、当該相談に関わる調査への協力その他ハラスメントに対する学生・教職員等の対応に起因して、当該学生・教職員等が不利益を受けることがないように配慮すること。

(学長の責務)

第6条 学長は、ハラスメントの防止等を図るため、学生・教職員に対し必要な措置を講じなければならない。

2 学長は、新たに教職員となった者に対してハラスメントに関する基本的事項を理解させるため、また、新たに部局長となった教職員に対してハラスメントの防止等についてその求められる役割を理解させるため、研修を実施しなければならない。

3 学長は、学生・教職員に対し、第4条第2項に基づき定められたハラスメント防止に関する指針及びハラスメントに関するパンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等により防止のための

啓発運動を行うよう努めなければならない。

(ハラスメント専門相談室)

第7条 法人規程第5条第1項に基づき、学長は、ハラスメントに関する相談及び救済の申立てに対応するため、ハラスメント専門相談室（以下「専門相談室」という。）を設置する。

2 専門相談室は、主に次の各号に掲げる業務を行う。

(1) ハラスメントに起因する問題についての相談を受けるとともに必要に応じて学外機関（カウンセリング機関、弁護士事務所等）を紹介する。

(2) セクシュアル・ハラスメントに関して相談者が大学を通じた問題の解決を申し立てた場合、申立てを行った者（以下「申立人」という。）から解決方法についての希望を聴取した上で、その申立内容をハラスメントに関する人権問題委員会（以下「人権問題委員会」という。）に報告する。

(3) その他のハラスメントに関して相談を受けた場合、専門相談室は当事者間の事案を速やかに解決すべくあつせんに努め、その結果を人権問題委員会に報告する。

(4) 前2号の規定にかかわらず、緊急の措置が必要と判断したときは、人権問題委員会にその旨を報告する。

3 専門相談室には、ハラスメント専門相談室長（以下「専門相談室長」という。）を置き、ハラスメントに関する人権問題委員会副委員長をもってあてる。

4 専門相談室には、ハラスメント専門相談員（以下「専門相談員」という。）を置き、各学部長及び各大学院研究科長の意見を聴取した上で、学長が任命する。

5 専門相談員の構成は、性別に偏りがないように配慮するとともに、長久手キャンパス及び守山キャンパスそれぞれへの適正な配置に配慮しなければならない。

6 専門相談員は、人権問題委員会、事実調査委員会及び調停委員会の委員を兼務することができない。

7 学長は、相談方法及び相談体制の整備状況を学生・教職員に対し明示するとともに、専門相談員の氏名及び連絡先を毎年度初めに学内へ公表するものとする。

8 専門相談室の組織等について必要な事項は、別に定める。

(人権問題委員会)

第8条 法人規程第7条第1項に基づき、学長は、ハラスメントに起因する問題を審議するため、常設委員会である人権問題委員会を設置する。

2 人権問題委員会の委員の構成は、性別に偏りがないように配慮しなければならない。

- 3 人権問題委員会は、前条第2項第2号に規定する報告を受けたときは、必要な対応を協議するとともに、申立人が調停を希望する場合には、セクシュアル・ハラスメントに関する調停委員会（以下「セクシュアル・ハラスメント調停委員会」という。）を設置し、学長にその旨を報告する。
- 4 人権問題委員会は、前条第2項第3号に基づく事案の解決が図られなかった旨の報告を受けた場合は、職権により当事者双方に調停案を提示し、学長にその旨を報告する。
- 5 人権問題委員会は、次の各号に掲げる場合においては、事実調査委員会を設置し、学長及び当事者の所属する学部の長又は大学院研究科の長（以下「学部長等」という。）又は事務部門長（事務職員等が関わっている場合に限る。）にその旨を報告する。
 - (1) 前条第2項第2号に規定する報告において、申立人が調停を望んでいない場合であって、かつ、大学が事実を調査して問題を解決する必要があると判断される場合。
 - (2) 第4項に規定する調停が不成立となった場合。
- 6 人権問題委員会は、前条第2項第4号の措置が必要と判断したときは、学長にその旨を勧告する。この場合、学長は、直ちに必要な措置を講じなければならない。
- 7 人権問題委員会は、必要に応じて専門相談室に照会を求めることができるほか、弁護士等学外の専門家の意見を聞くことができる。
- 8 人権問題委員会の組織等について必要な事項は、別に定める。
(セクシュアル・ハラスメント調停委員会)

第9条 前条3項に規定するセクシュアル・ハラスメント調停委員会は、申立人の意向をできる限り尊重して調停を行い、解決策を申立人に押し付けてはならない。

- 2 調停は、申立人の意向により何時でもこれを打ち切ることができる。
- 3 調停に当たっては、申立人及び被申立人（以下「当事者」という。）は、代理人又は補佐人を立てることができる。代理人は本人とともに又は本人に代わって調停の場に出席することができ、補佐人は本人とともに出席することができる。
- 4 セクシュアル・ハラスメント調停委員会は、調停の結果を文書で人権問題委員会に報告するものとする。
- 5 調停が不調に終わった場合、申立人は、あらためて当該問題の解決について専門相談員に相談を行うことができる。
- 6 セクシュアル・ハラスメント調停委員会は、その任期中及び退任後も職務に関連して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

7 セクシュアル・ハラスメント調停委員会の組織等について必要な事項は、別に定める。

(事実調査委員会)

第10条 事実調査委員会の委員の氏名は、委員長を除いて公開しないものとする。

2 事実調査委員会は、申立人の同意を得た上で調査を開始し、委員会設置の日から原則として60日以内に調査を終了し、調査結果を直ちに文書で人権問題委員会に報告しなければならない。報告に当たっては、人権問題委員会が当該事案について判断をするために必要な事実が提示されなければならない。

3 事実調査委員会は、前項の調査を実施するに当たって、次の権限を行使することができる。

- (1) 当事者に対し事実聴取を行うこと。
- (2) 当事者以外の第三者に対し事実聴取を行うこと。
- (3) 当事者及び第三者に関係書類等必要な証拠の提出を求めること。
- (4) 関係部局に対し協力を要請すること。

4 第2項の調査の際、当事者及び事実調査の協力者は、代理人又は補佐人を立ち合わせることができる。ただし、代理人又は補佐人は本人に代わって陳述することはできない。

5 事実調査委員会は、被申立人から事実関係等を聴取する場合には、被申立人に対し十分な弁明の機会を与えなければならない。

6 事実調査委員会が調査を行う間に申立人が調停を希望するに至った場合は、調査は中断するものとする。

7 事実調査委員会の組織等について必要な事項は、別に定める。

(事実調査委員会の調査結果への対応)

第11条 人権問題委員会は、事実調査委員会の調査結果に基づき協議を行い、必要な対応及び処置について学長に勧告するものとする。

2 前項に規定する「必要な対応及び処置」には、被害者に対する救済、カウンセリング、アフターケア等の措置及び加害者に対するハラスメント行為再発防止のための人権教育、研修、分限、懲戒等の措置が含まれるものとする。

(加害者への処置等)

第12条 学長は、人権問題委員会から第13条及び第14条に規定する懲戒処分等以外の処置の勧告を受けたときは、関係する学部長等又は事務部門長と協議の上、直ちに適切な処置をとるものとする。

(教員等の懲戒処分等)

第13条 学長は、人権問題委員会から第11条第1項に基づく本学の教員等（助手及び非常勤講師を含む）に対する懲戒処分等の勧告を受けたときは、人事委員会に処分案を提出する。

2 人事委員会は、愛知県公立大学法人教員等人事手続規程第4条の規定に基づき、処分案を審査し、その結果を学長に勧告する。

3 学長は執るべき措置を教育研究審議会に提案し、教育研究審議会は、教育研究審議会審査規程に基づき、学長の提案を審議する。

4 学長は、教育研究審議会の審議結果に基づいて措置を決定し、その措置内容を理事長に申し出る。
（学生の懲戒処分等）

第14条 学長は、人権問題委員会から第11条第1項に基づく本学の学生に対する懲戒処分等の勧告を受けたときは、学則及び学生懲戒規程に基づいて対応する。

（通知）

第15条 理事長は、加害者に対する処分等を決定したときは、直ちに被害者及び加害者に対して処分等の事由と措置内容を書面により通知するものとする。

（不服申立て）

第16条 前条に定める通知を受領した被害者及び加害者は、学長に対して不服申立てを行うことができる。

2 前項の不服申立てには、不服の理由を明記した書類を添付しなければならない。

3 学長は、不服申立てがあったときは、人事委員会に対して不服申立ての審査を要請するものとする。

4 学長は、人事委員会の審査結果を教育研究審議会に諮り、裁決を得なければならない。

5 学長は、教育研究審議会の裁決を得たときは、不服申立てを行った者に対し、書面により審査結果を通知するものとする。

（対応結果の公表等）

第17条 学長は、対応結果等を教育研究審議会に報告しなければならない。

2 学長は、相談、救済の申立て等への対応がすべて終了し、内容が重大で公表することが必要であると判断した場合は、関係者のプライバシーを尊重し、かつ被害者の同意を得た上で、事実の経過及び処置について学内に公表するものとする。

（守秘義務）

第18条 専門相談員始め、この規程に規定する手続きに関わるすべての学内機関及び委員は、関係者

の名誉やプライバシーなどの人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱の禁止)

第 19 条 すべての学生・教職員は、ハラスメントに対する相談、救済の申立て等を行った者、当該調査に係る協力者その他ハラスメントに関して正当な対応を行った者に対し、報復や不利益な取扱いをしてはならない。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 統合前の旧愛知県立大学及び旧愛知県立看護大学に属する学生についても、この規程を準用する

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。